

学問と人、そして時代 —— 共同研究「山火刑法学の研究」を始めるにあたって

加藤 正明

「大学教員の本分とは」という、おなじみの問いがある。大学教員の主要な仕事は、研究、教育、学内行政、および社会公益活動であろうが、通例、右の問いは「研究か、それとも教育か」という二者択一の問いであり、そしてその問いに対しては、「どちらも大事な仕事だ」と前置きしながらも、「研究をこそ」と答える者が多数ではないかと思われる。神様に、「教育はからっきしだが、一流の研究者である」と称えられる職業人生と、「研究はさっぱりだが、教育はピカイチだ」と称えられる職業人生のどちらかを選べといわれたら、大学教員の多くは前者を選択するのではないだろうか。

ところが、研究者として名を残したいという願望は、教育、学内行政、社会公益活動といった他の、完全には割愛しきれない仕事に時間を割けば割くほど、実現が遠のいていく。しかも、人は多少なりとも家事に時間を割かなければならない。限られた時間の中で、いかに研究業績を上げるのか。大学教員の誰もが直面する問題である。

さて、山火正則先生が亡くなられて、はや4年が過ぎた。先生は、刑法学ではマイナーな分野である罪数論をメインの研究テーマとされ数々の業績を上げられた。また、現行刑法規定の成立過程の研究においても先生の名は知られている。最晩年は刑罰理論に関する論稿を『神奈川大学法学部50周年記念論文集』（平成28年）上で発表された。

ところが、罪数論の集大成を果たせないまま、先生はお亡くなりになった。定年までに研究にまとめた時間を割くのが難しかったことが大きく響いたのではあるまいか。先生の略歴をみるかぎり、平成元年の教務部長就任以来、平成5年から4年にわたる学部長、平成12年から8年間に及ぶ学長就任期間はいうに及ばず、先生のキャリアの後半におい

ては学内行政への従事がかなりの比重を占めていたように思われるのである。

今年度より、筆者は公文孝佳先生、白取祐司先生と「山火刑法学の研究」を課題名とする共同研究（研究交流型）をおこなうことになった。

本研究は、山火先生の罪数論に関する遺稿を集成し、刑法学説史上に山火罪数論を位置づけるということを目的とする。立ち上げを承認していただいた法学研究所に改めて御礼を申し上げる。

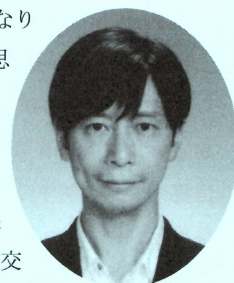
もっとも、「山火罪数論」とはいうものの、先生は罪数論に金字塔を打ち立てられたわけではない。研究にもっと時間を投入することができれば、あるいは、先生は時代をこえて読み継がれる著作の完成を遂げられたのかもしれない。けれども、その可能性は永遠に失われてしまった。

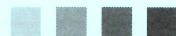
では、どうして筆者たちは山火先生の研究業績を取り上げるのか。

特定の学問分野で燦然たる金字塔を打ち立て、後世まで語り継がれるような大学者は滅多に出てこない。あらゆる学問分野で、無数の学者が現れては消えていく。残された論文はいつしか誰にも読まれることなく、人々から完全に忘れ去られる。

しかしながら、ある学者の、それも、誠実に研究を重ねた先達の業績を丹念に掘り起こしたとき、後進の学者は1つの真実に出会う。それは「時代」である。

学問には、その人のパーソナリティが落とし込まれる。いつ・どこで生まれたか。どのように育ち、その中で何を読み、いつ・どこで・誰から学んだの





か。長い人生の中で繰り返される出会い、そしてそれらに不可避免的にともなわれる喜びと悲しみは、ある日突然、研究にブレイクスルーをもたらす。だからこそ、研究者養成機関は複数存在しなければならないのだ。

ある人が生きた時代がどういう時代だったのかは、その人の学問に影響をあたえないではいられない。逆にいえば、その人の学問をとおして、私たちはその人が生きた時代を知る。その人の学問の「死せるもの」となおも「生けるもの」を語ることは、過ぎ去りし時代と向き合うことでもある。

山火先生は昭和14年、小樽市にお生まれになった。ナチス・ドイツが第二次世界大戦を始めた年、日本が「支那事変」と称して始めた日中戦争がすでに泥沼化していた年である。先生は敗戦後の民主主義教育を受けた最初の世代で、昭和38年に東北大学文学部を卒業後、同大学法学研究科に進まれた。指導教授は莊子邦雄先生である。山火先生の歴史に対する関心は、文学部で学んだことと、そして何より、莊子先生の薫陶によるものであろう。

山火先生が神奈川大学法学部専任講師に就任されたのは昭和46年。学園紛争は鎮静化したものの、過激派による大学施設の不法占拠に多くの大学が悩まされていた頃だった。

刑法学においては、小野清一郎や團藤重光に代表される伝統的学説が権威主義的であるとの批判が強まっている中、昭和49年に改正刑法草案が法務省法制審議会総会で決定されると、西ドイツの刑法改正論争と同様の、激しい論争が巻き起こった。冷戦体制の下、当時の日本社会は保革対立によって分断されていた。

その中であって、山火先生の刑法学説は、小野・團藤刑法学に対するアンチテーゼ、すなわち、平野

龍一に代表される客観主義を基調とするものであった。先生がピアホールでビール片手に、刑法学における客観主義の徹底を（立場のまったく異なる）筆者に対して熱弁されていたのを、今も時々思い出す。

戦後の刑法学では、「客観的であること」と「科学的であること」が同義であるかのように受けとめられる傾向があった。これはソ連や東ドイツの刑法学の影響が大きい。応報刑論に立った上で行為者の主観面を素材に不法概念を構成する伝統的学説は、カントやヘーゲルの時代の遺物にほかならない。そのようなことも、声高に主張されていた。

だが、客観主義刑法学の徹底を標榜しながらも、先生はカントやヘーゲルにも学ばれた。それは先生の『50周年記念論文集』所収論文に結実している。おそらく、文学部生時代以来の素養が、カントもヘーゲルも読まないというだけの、実に安直な「カント、ヘーゲルからの訣別」からの距離を先生にとらせたのだろう。

以上が、管見が及ぶかぎりでの山火先生の「学問と人、そして時代」である。これを先生の罪数論に照射しながら、先生が伝統的刑法学説の何に立ち向かったのかを、刑法だけでなく刑事訴訟法の観点も交えながら解き明かしたい。

最後に。筆者は、それまでお会いしたことのなかった山火先生の後任として本学に奉職し、これまたそれまでお会いしたことのなかった刑事訴訟法学者と同僚になった。公文先生と山火先生の関係も、公文先生が本学に赴任することがなければ成り立ちえなかった。本共同研究は、山火先生、公文先生、筆者の3人の、それぞれまったく別々の人生が交差したところに生まれた。そこに、筆者たちが本共同研究に何かしらの使命感をおぼえるゆえんがある。

（法学部教授）